

愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（概要）

～人と野生動植物との共生を目指して～

はじめに

1 基本指針策定にあたって

野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしているが、近年、野生動植物の乱獲やこれらの生息地の破壊、外来種の影響などによって、多くの野生動植物に種の絶滅のおそれが生じており、生態系全般の保全について、より一層の取組みが求められる。

県では、生物多様性の確保に関する施策を推進する重要な基礎資料として、「愛媛県レッドデータブック」を公表したところであるが、これを踏まえ、本県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の保護のあり方についての基本的な考え方を整理し、今後実施すべき保護施策の一定の方向性を明らかにする必要があることから、「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定したものである。

2 基本指針の性格と役割

本指針は、野生動植物の保護及びこれらの生息・生育環境の保全についての基本的考え方や実施すべき保護施策を明らかにしたものであり、今後の野生動植物の保護対策を総合的に推進していくうえで、よりどころとなるものである。

第1章 野生動植物保護の背景と現状

1 野生動植物の保護に関する基本的考え方

ア 野生動植物に対する認識の共有

生物相の崩壊が、物質循環の崩壊、ひいては環境の崩壊を招くこと

イ 生物多様性の維持

生物多様性の維持を図るという視点で、対策を講じること

外来種の排除対策が必要であること

ウ 種の生態等に応じた対策

それぞれの種の生態や生存圧迫要因に応じた保護対策を講じること

エ 県民の参画

県、市町、県民、事業者の各主体が率先して保護活動に取り組む必要があること

2 生物多様性の危機

地球上に生命が誕生してから約 40 億年、生物は相互に関わりあいを持ちながら、長い歴史を経て現在の多様な生物相を形成しており、人間は、この生物多様性に深く依存している。多様な生物の存在は、人間にとっても、重要な存在の基盤となっている。

しかしながら、各種開発などにより、動植物が生息・生育する環境が各地で失われつつあり、乱獲や環境汚染による圧迫も加わり、私たちにとって身近な野生動植物が、絶滅の危機にさらされていると言われている。

このような動植物の減少は、生態系に変化をもたらし、人間の生存基盤にも影響を及ぼすことが心配されている。

「生物の多様性とは」
種内の多様性：同じ種の中で各個体の遺伝形質が異なっていること
種間の多様性：多様な種が存在すること
生態系の多様性：多様な生態系が存在すること

3 野生動植物保護の現状と課題

「愛媛県レッドデータブック」によると、県産野生動植物目録記載種約 9,136 種のうち、何らかの要因により絶滅のおそれが生じている種、存続基盤が脆弱な種又は最近減少が著しい種からなるレッドリストは 1,342 種に達している。

<レッドリスト対象種のカテゴリー一覧>

| 愛媛県産野生動植物目録種数 9,136 種 | | | | |
|---|-----|-----|-----|--|
| うち愛媛県レッドデータブック(平成 15 年 3 月)掲載種数 1,342 種 | | | | |
| カテゴリー | 種数 | 内 訳 | | |
| | | 動物 | 植物 | |
| 絶滅 | 29 | 18 | 11 | |
| 野生絶滅 | 1 | | 1 | |
| 絶滅危惧類 | 484 | 103 | 381 | |
| 絶滅危惧類 | 343 | 88 | 255 | |
| 準絶滅危惧 | 207 | 111 | 96 | |
| 情報不足 | 258 | 69 | 189 | |
| 地域個体群 | 5 | 5 | | |
| その他特記種 | 15 | 7 | 8 | |

[カテゴリー区分の定義]

- ・絶滅：本県ですでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・絶滅危惧類：絶滅の危機に瀕している種
- ・絶滅危惧類：絶滅の危機が増大している種
- ・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
- ・情報不足：評価するだけの情報が不足している種
- ・地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い種
- ・その他特記種：低地減少種、県調査種

4 野生動植物の保護施策の考え方及び方向性

県内に生息・生育する野生動植物の保護を図るためには、その種の生存を圧迫している主な要因を取り除き、生息・生育環境の改善を図る必要がある。とりわけ、種の捕獲・採取及び生息・生育地における行為を規制するなどの措置が重要であり、今後は、(1)から(8)に掲げる保護施策を効果的に推進していく必要がある。

(1) 指定種、保護区域等における法規制

- ア 法制度の創設等による規制
- イ 緊急に保護を図る必要のある種の指定
- ウ 緊急に保護を図る必要のある生息・生育地の指定

(2) 開発行為等における影響評価

(3) 監視・指導体制の充実強化

(4) 調査研究の推進(モニタリング・資料保存とその有効活用)

(5) 保護・回復事業の実施

(6) 普及啓発の推進

(7) 外来種対策

(8) 保護推進体制の整備と関係機関の連携

ア 県の役割 イ 市町の役割 ウ 県民の役割 エ 事業者の役割 オ 保全種等の推進体制の確立

5 特に保護が必要な種が生息・生育する地域

県民の野生動植物に対する保護意識の醸成等を図るため、県内で特に保護・保全策が必要な種が生息・生育する地域(地域が特定できない種に係る地域は県下全域とした。)を分類群ごとに次の要件に従い3つにランク分けし、一覧表に取りまとめた。

<取りまとめ結果>

特に保護・保全策が必要な種が生息・生育する地域 - 71 地域 - 233 種

地域は特定できないが特に保護・保全策が必要な種 - 110 種

<分類群ごとのランク区分>

- A ランク：愛媛県の自然環境を保全するうえで、最も重要な場所で、特に緊急に保護・保全策が必要な種が主に生息・生育する地域
- B ランク：対策の優先度は A ランクに及ばないものの、愛媛県としての注目種又は重要種が主に生息・生育する地域
- C ランク：上記以外で、それぞれの分類群ごとに重要度が高いと判定された種が主に生息・生育する地域

第2章 野生動植物保護に向けた具体的な施策の展開

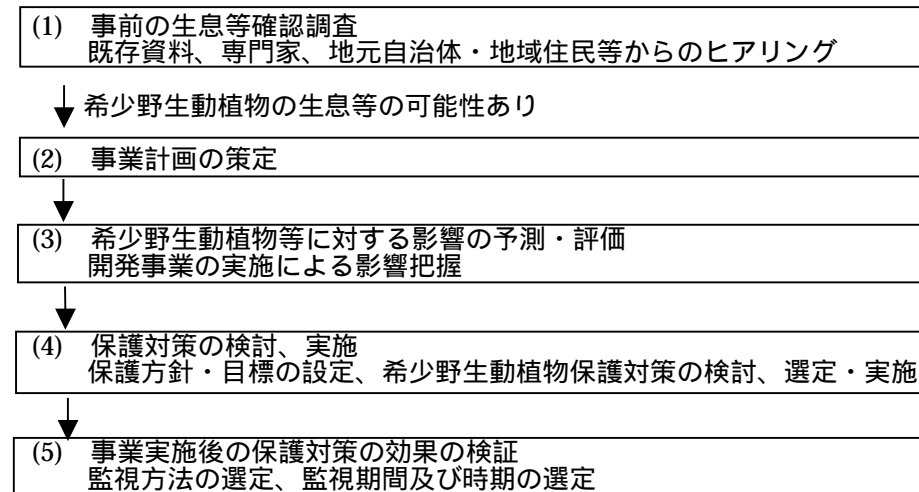
第1章の4の野生動植物の保護施策の考え方及び方向性に掲げる8つの施策について、具体的な施策の展開を明らかにしたものである。

1 指定種、保護区域等における法規制

野生動植物の保護対策を総合的に推進し、実効あるものとするために新たな条例を創設するとともに、規制の対象となる特定希少野生動植物、生息・生育地保護区の指定が必要である。

2 開発行為等における影響評価

事業者は、開発行為を行う際は、下記の手続きを参考に、野生動植物の保護に最大限の配慮を図りつつ、自然との共生を図りながら進めていく必要がある。



3 監視・指導體制の充実強化

人材の育成・確保、体制の整備・充実

4 調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）

(1) 調査研究の推進

(2) 情報の整備・提供

(3) 生物多様性センター(仮称)の設置

5 保全・回復事業の実施

身近な自然環境の維持、生息・生育地の保全・回復、生息・生育域外での保全

6 普及啓発の推進

児童・生徒に対する環境教育、県民・民間団体等に対する普及啓発、事業者に対する普及啓発

7 外来種対策

県民の理解を促進するとともに、早急な外来種の実態把握が必要である。

8 保護推進体制の整備と関係機関の連携

県、市町、県民、事業者等すべての主体が、自然保護のため、自主的に、また、連携・協力して保護施策を進めることが重要である。

<各主体に期待される取組みの例示>

| | |
|-----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> 野生動植物の保護対策を効果的に推進するため、現行法令の適正な執行に努めるとともに、新たな条例の創設を検討する。 県民の意識啓発や自然との触れ合いの場の整備を行う。 |
| 市町 | <ul style="list-style-type: none"> 地域独自の野生動植物保護及び生息・生育環境保全の施策を検討し、計画的に推進する。 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> 野生動植物の生息・生育地への不必要な立ち入り、捕獲・採取をしない。 自然保全活動、自然観察会等に積極的に参加し自然への理解を深める。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 開発事業を行う際、事業地や周辺地域の自然環境に十分配慮する。 工場等敷地への緑化を推進する。 |